

# 奨学金規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人笑顔をとどける育英会（以下、「当法人」という。）の奨学金制度に関する基本的事項について定める。

## (定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- ①「奨学金」とは、当法人が本規程に基づいて支給する給付金をいう。
- ②「奨学生」とは、当法人が実施する採用選考を経て、奨学金の支給対象となった者をいう。

## (奨学生の資格要件および奨学金の金額等)

第3条 奨学生の資格要件および奨学金の金額、支給期間その他奨学金に関する事項は、年度（本規程においては4月1日～翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに募集要項で定める。

## (奨学生の募集および応募手続き)

第4条 奨学生の募集方法、応募手続および採用選考の方法に関する事項は、年度ごとに募集要項で定める。

2. 奨学金の採用選考に応募する者（以下、「応募者」という。）は、募集要項にしたがい、必要な書類等を当法人に提出しなければならない。

## (採用選考)

第5条 採用選考の方法については、年度ごとに募集要項および選考基準で定める。

2. 採用選考は、あらかじめ当法人の定める選考基準にしたがい、厳正かつ公正に行うものとする。

## (奨学金の支給方法)

第6条 奨学金の支給方法は銀行振込によるものとし、原則として、当月分を当月末日（末日が土曜日、日曜日、祝日その他の金融機関休業日にあたる場合はその前営業日）に奨学生本人名義の口座に振り込む。ただし、募集要項等において別段の定めがある場合は、その定めにしたがう。

## (成績等の報告)

第7条 奨学生は、各学年度終了後、所定の方法により、終了した学年度にかかる成績証明書および生活状況報告書を当法人に提出しなければならない。

(異動等の届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、所定の方法により、直ちに当法人にその旨を届出なければならない。

- ① 休学、留年、停学、転学または退学の場合
  - ② 奨学金を辞退する場合
  - ③ 転居、改氏名等、身上に変更があった場合
  - ④ 奨学生の世帯主（奨学生の母親など世帯の主たる生計維持者をいう。以下同じ。）に変更（死亡、転居、改氏名等）があった場合
  - ⑤ その他重要事項に変更が生じた場合
2. 奨学生が死亡した場合、奨学生の世帯主は、その旨を当法人に届け出なければならない。

(奨学金の支給中止)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、当該事由が発生した時点以降の奨学金の支給を中止する。

- ① 奨学生が停学または退学の場合
  - ② 奨学生が死亡した場合
2. 前項各号の場合において、奨学生または奨学生の世帯主が当法人に届出をしなかったとき、または届出が遅れたときは、各事由の発生時点にさかのぼり奨学金の支給を中止し、その後に支給した奨学金の返還をさせる。
3. 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、正当な理由がない限り、奨学金の支給を中止する。
- ① 応募の際、事実を偽った場合
  - ② 品行不良である場合
  - ③ 学業成績が著しく不良となった場合
  - ④ 留年した場合
  - ⑤ 疾病等のため修了の見込みまたは卒業後活動の見込みがなくなった場合
  - ⑥ 第7条に規定する報告または第8条に規定する届出をしなかった場合
  - ⑦ その他前各号に準じると判断される場合
4. 前項第1号の事実が発覚し奨学金の支給を中止する場合は、それ以前に当法人が当該奨学生に支給したすべての奨学金の返還をさせる。
5. 第2項の規定は、第3項第2号ないし第7号により奨学金の支給を中止する場合について準用する。

(転学の場合の取扱)

第10条 奨学生が転学（他大学への転学のほか学内での転部、転科を含む。以下同じ。）した場合は、原則として奨学金の支給を中止する。ただし、転学がやむをえない事情によるものの場合または転学後も奨学金の支給を継続することが妥当と当法人が判断した場合は、奨学金の支給を継続することがある。

2. 前条第2項の規定は、転学により奨学金の支給を中止する場合について準用す

る。

(休学中の取扱)

- 第11条 奨学生が休学したときは、休学の翌月から奨学金の支給を停止する。ただし、休学中の奨学生に海外留学等の特別の事情があると認められる場合は、休学中であっても奨学金の支給をすることがある。
2. 第9条第2項の規定は、前項により奨学金の支給を中止する場合について準用する。
  3. 前項本文により奨学金の支給を停止された者が復学し、奨学金の支給再開を希望する場合は支給再開申請を行うこととし、当法人は当該申請を受けたのちに事情を勘案し、奨学金支給の再開の可否を決定する。

(報告の徴収)

- 第12条 奨学生は、当法人から要求がある場合は、速やかに修学状況その他の事項について当法人に報告しなければならない。

(当法人の活動等への協力)

- 第13条 奨学生は、特段の事情のない限り、当法人が開催する年1回程度の式典、イベント等に参加しなければならない。
2. 奨学生は、特段の事情のない限り、当法人が実施するアンケート調査その他当法人が実施するその他の活動に協力しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第14条 当法人は、当法人の定める個人情報の取扱いに関する規程にもとづいて、応募者および奨学生の個人情報を適正に取り扱うとともに、厳重にそれらを管理する。

(その他の事項)

- 第15条 この規程およびその他の規程に定めのない事項については、理事会の決議により決議する。但し、早急に決定する必要がある事項については理事長が決定し、事後の理事会で当該事項について承認を得ることとする。

附 則

1. この規程は、2024年2月16日より施行する。
1. この規程は、2025年3月 7日より施行する。